

IV. 保健福祉部

A. 管理局

a. 保健福祉課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
民生児童委員・主任児童委員実費弁償費 補助金	各市町(松山市を除く)	99,737,440

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

愛媛県は、民生児童委員・主任児童委員活動の円滑な推進を図ることを目的として、市町が行う民生児童委員・主任児童委員活動推進事業に要する経費に対し、補助金を交付している。民生児童委員・主任児童委員は民生委員法第10条により無給と規定されているが、その活動に必要な実費弁償費を支払うことは可能とされており、委員の人数に応じて中核市である松山市を除く各市町に交付されている。財源としては、国からの地方交付税交付金が措置されている。

民生委員の職務は、(民生委員法第14条)

- ・ 地区住民の生活状態の把握
 - ・ 援助を必要とする者への相談・助言その他の援助
 - ・ 援助を必要とする者への福祉サービスの適切な利用に必要な情報の提供
 - ・ 社会福祉事業施設との連携、支援
 - ・ 福祉事務所、その他関係行政機関の業務に対する協力
 - ・ 民生委員協議会の組織(民生委員法第20条)
- となっており、また

児童委員の職務は、(児童福祉法第17条)

- ・ 児童、妊産婦の生活状態の把握、援助指導
 - ・ 児童福祉司、福祉事務所の社会福祉主事の職務への協力
- となっており、いずれも地域の住民福祉活動の重要な協力者として位置づけられている。

委員は、民生委員推薦会からの推薦をうけた者について、県知事の推薦により3年の任期で厚生労働大臣より委嘱される。民生児童委員の指導訓練について国は基準を策定し、県は計画を樹立し、実施しなければならない(民生委員法第18条・児童福祉法第18条の2)。民生児童委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける(民生委員法17条・児童福祉法第17条)。また、市町は委員に直接指導を行う。つまり、国から県へ、県から市町への委嘱事務を依頼する関係にある。このため市町は、各委員に対しその事業協力にかかる費用の実費弁償を行っているが、その財源は国から県へ、県から市町

へと支払われている。国から県へは、地方交付税交付金の算定において一人当たりの基準額が設けられ交付されている。また、県は民生児童委員に関する費用は都道府県が負担することと定められているため（民生委員法第26条・児童福祉法第50条）、地方交付税交付金の算定基礎額に委員の人数を掛けた金額を補助金として各市町（松山市を除く）に交付していた。

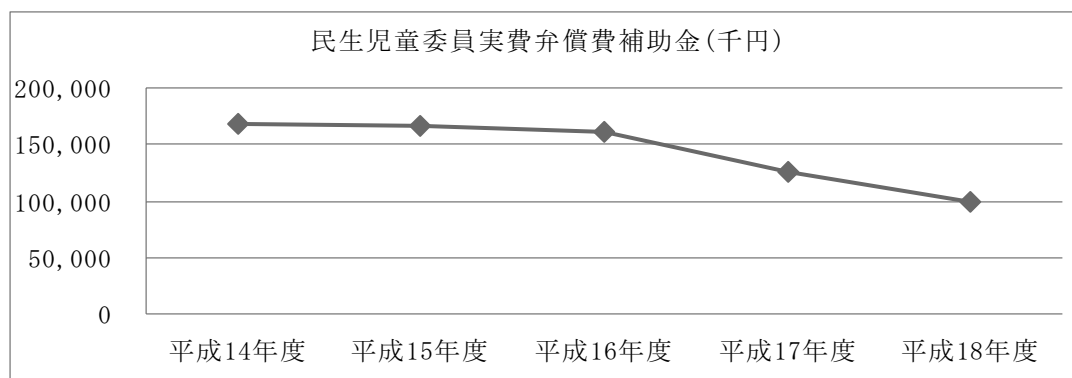
県は平成17年度においては、算定基礎を財政状況の悪化と当補助金が県民の生命の危険、弱者に対する保護に関する経費でなく、委員が節約可能との理由で2割の減額支給としている。また、平成18年度はさらに、2割の減額を行っている。

(2)過去の支出状況

ここ5年間の愛媛県全体における支出額は下記のようになっており、その支出額は減少してきている。（グラフも参照）

単位：千円

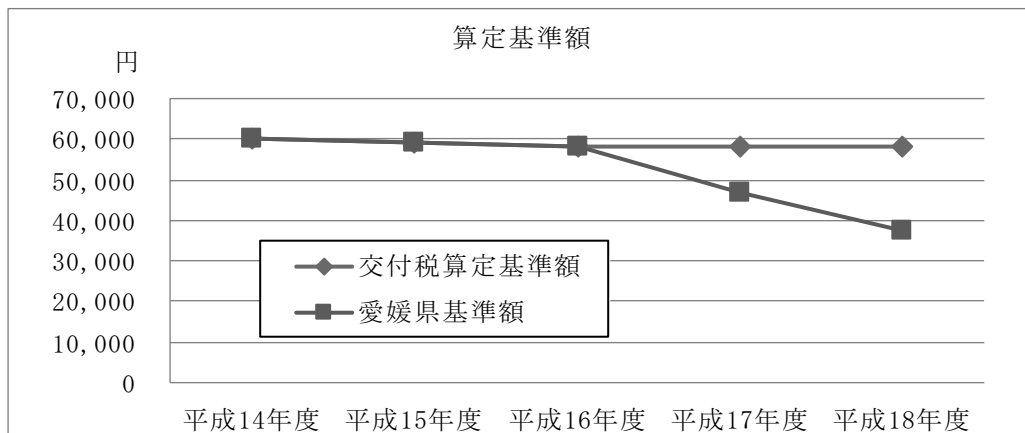
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
民生児童委員実費弁償費補助金(千円)	168,821	165,502	161,555	125,314	99,737
民生児童委員定数(人)	2,766	2,766	2,645	2,645	2,645



また、愛媛県の支出する補助金の源泉である国の地方交付税交付金の算定基準額と愛媛県の算定基準額を見比べて見ると以下のとおりである。これをみると、国の算定基準額も減少の傾向にあるが、平成17年度以降の愛媛県の基準額の減額ペースはさらに加速している状況が明らかである。

単位：円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
交付税算定基準額	60,300	59,100	58,400	58,400	58,200
愛媛県基準額	60,300	59,100	58,400	46,720	37,300



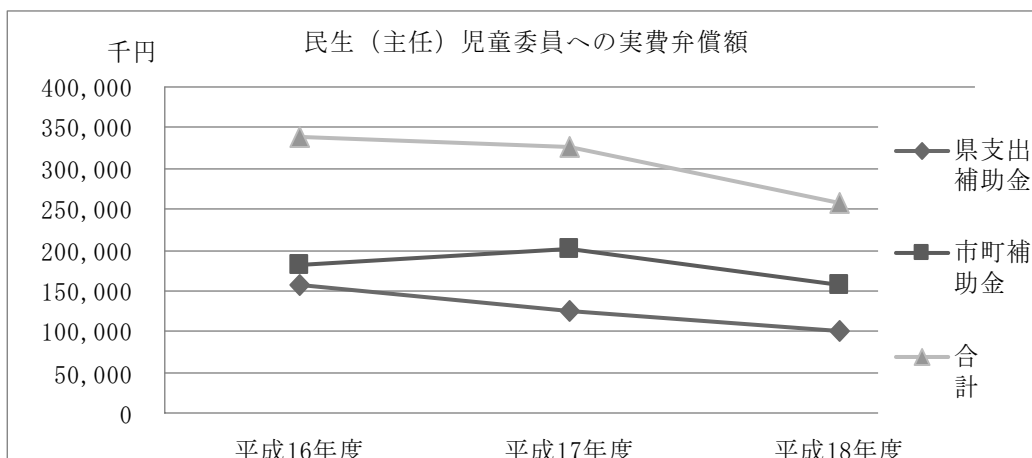
また、県からの補助金の減額の影響が、市町の補助と併せて、末端の委員への補助給付額の減額となっている。県と市町の合計の推移は以下のとおりである。

民生児童委員・主任児童委員への実費弁償額 単位：千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	16対18増減
県支出補助金	157,191	125,314	99,737	-37%
市町補助金	182,295	201,893	158,192	-13%
合計	339,487	327,208	257,930	-24%
委員数 (人)	2,645	2,645	2,645	0%

(松山市を除く19市町合計)

愛媛県の職員の給与のカット率を大幅に上回る実費弁償費の減額状況となっている。



2. 監査結果

(1) 愛媛県は、財政状況の悪化を理由として民生児童委員・主任児童委員実費弁償費補助金を国の交付税算定基準額の減少を上回る非常に極端な削減を実施している。全国的にも例のない極端な削減方法は、全国一律の制度である民生児童委員の活動を適切に維持することを損なわしめる危機的な状況を生み出している。当該補助金は国の地方交付税交付金を財源としており、国の算定基準を大幅に上回る削減は、不適切である。県単独の補助金とは性質が異なるものであり、義務的な負担金に近い性質の補助金である。

県の財政難の状況を直視したとしても、公益性の観点からその支出の優先順位が高いことは明らかである。委員の活動は、無報酬である。活動の実費弁償について、職員の給与カット率を上回る大幅な削減は、非論理的である。(意見)

a. 保健福祉課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
愛媛県社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団施設整備等積立金設置事業費補助金	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	1,800,000,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

本件補助金の使途は、老朽化した施設の建替えおよび修繕費用である。詳細はつぎのとおり予定されている。

	項目	金額(千円)
①	身体障害者療護施設(松前清流園)と知的障害者更生施設(重信清愛園)の老朽化に伴う複合施設建設費	1,373,533
②	老朽化施設の修繕費	
	あ 知的障害者更生訓練校	48,898
	い 身体障害者授産所	145,558
	う 知的障害者通勤寮	55,282
	え 身体障害者更生指導所	177,647
	小計	427,385
	計	1,800,918

上記施設はいずれも県立施設としては廃止するが、民間社会福祉施設として存続させる施設であり、「県立社会福祉施設のあり方に関する検討結果」によると、「移譲先を社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）とすることが望ましい」と指摘されているところである。いうまでもなく、上記施設を事業団に委譲するからこそ、事業団への本件補助金支出が必要になるのである。したがって、上記施設の事業団への譲渡の適否についても遡って検討する必要があるのであるが、愛媛県はつぎの12の県立社会福祉施設についてそのあり方を検討し、その中で上記6施設の委譲を決定しているので、個別にその適否を検討することは適切ではないので、別の機会に委ねることとする。

12の県立社会福祉施設のうち、事業団が管理運営を行っているものは、上記6施設を除く4施設であって、その行方はつぎのとおりである。視聴覚福祉センター、身体障害者福祉センター、母子生活支援センター、障害者更生センターの4施設は「存続」させ、指定管理者制度を適用する。

さて、①の身体障害者療護施設(松前清流園)は昭和47年に、知的障害者更生施設(重信清愛園)は昭和39年に建設されたものであり、建設からすでに約40年の歳月が経過している。老朽化が著しく、もはや常用に耐えないことは言を待たず、また他方において、これら施設を運営し県民に提供することは、その生存権を保障するものであるから、愛媛県の当然の義務である。したがって、これら施設の再建築のために県が補助金を支出することは正当な目的に沿うものと認めることができる。

総建設費は19.9億円を予定しており、その内訳はつぎのとおりである。

項目	金額(千円)
建物建設費	1,789,791
備品等購入費	137,669
土地造成費	40,000
旧建物撤去費	20,000
合計	1,987,460

また、財源はつぎのとおり予定されている。

項目	金額(千円)
国庫補助金	416,666
愛媛県補助金※1	197,261
法人負担金※2	1,373,533
合計	1,987,460

※1 愛媛県から直接投下される補助金である。

※2 本件補助金の事業団補助金である。

上記表から明らかなように、愛媛県は、15.7 億円に及ぶ資金拠出を余儀なくされることになる。施設の詳細は設計中のため不明であるが、つぎの施設種別と定員が予定されている⁴⁵。

施設種別	定員(名)
身体障害者療護施設	50
知的障害者更生施設	50
小計	100
知的障害者通所授産施設	30
知的障害者デイサービス	15
小計	45
合計	145

単純に割り算をして一名あたりの単価を求めることは無謀ともいわれようが、しかし、愛媛県民は、145 名という収容規模の施設に対し 19.9 億円の建設資金が投下されようとしていること、単純案分すれば 1 名あたり平均 1,371 万円の建設コストであること、この額は平均的な一戸建ての建設費に相当し、145 軒の一戸建てを建設するに匹敵する規模であること、という事実を把握しておく必要がある。

建設内容に関する資料をみると、建設費が高額になる契機は、「プライバシー保護」をはかりつつ、「住環境の快適性を重視し」、全室個室、ユニット型にすることにあるようである。これら目的は正当であるとしても、19.9 億円規模の建物、いわゆる「箱物」をつくらない限り、愛媛県民は「身体障害者療護」、「知的障害者更生」、「知的障害者通所授産」、「知的障害者デイサービス」というようなサービスをまったく甘受できないのか、真摯にみつめる必要がある。この場合、当該サービスが不要ということではなく、また、適正規模の施設は必要であろうし、ソフト面の重視も肝要であることに留意は必要である。

さて、目的が正当であるとしても、その目的を達成するためであればいかなる規模の資金投下をしようともそれが許容されるはずはなく、愛媛県は必要最低限の資本投下に抑える義務がある。そうでなければ、地方自治法 2 条 1 4 項が要請する「最小の経費で最大の効果」という義務に違背する事態が惹起されることになるからである。

つぎに、②の修繕予定の 4 施設についてであるが、知的障害者更生訓練校は昭和 60 年に、身体障害者授産所は昭和 62 年に、知的障害者通所寮は昭和 60 年に、身体障害者更生指導所は昭和 58 年に建築されたものであり、①の身体障害者療護施設(松前清流園)や知的障害者更生施設(重信清愛園)ほどではないにしても、老朽化が相当進行している現実が変わり

⁴⁵ なお、これは 18 年度当初予算資料のため、障害者自立支援法に則した施設体系となっていない、とのことである。

はない。

本件4施設にかかる事業について、愛媛県は県民に対して、なんらかの建物を提供していればその義務が履行されるというようなものではなく、県民が安全で快適に利用しうる環境を整備する義務がある。したがって、老朽化した施設を修繕するという目的は正当なものであって批判される由はない。だが、既述のようにその修繕に投下する額は、必要最低限であることが要求されるのである。なお現在、修繕の詳細な規模・内容は確定していない。

ところで、既述のように、目的が正当であっても、そのための支出額は必要最低限であることが要求されるのであるが、①の複合施設の建設や備品購入に関する資料を通読したところ、素人であっても気になる点があったので記載しておく。たとえば、つぎの物品に対する予算額である。

備品名	設置場所	単価(円)	数量	金額(円)
テレビ	ホール	800,000	1	800,000
テレビ	リビング	138,000	5	690,000
食器棚	リビング	142,800	5	714,000
ソファセット	園長室	273,105	1	273,105
スモーキングテーブル	喫煙室	312,900	1	312,900
更衣ロッカー	更衣室	103,950	5	519,750

もちろん上記の物品は現実に購入されたわけではなく、見積もりでしかない。現実の購入価額と相当に乖離することも十分に予測されうる。だがそれにしても、各備品の予定価額が民間の市中ホテル等と遜色のないものが選定されているという状況を省みると、各備品の必要性和金額の相当性が十分検討された結果であるのか疑問を抱かざるを得ないのである。このような備品についてでさえこのような状況であるのだから、本体工事に18億円が真に必要な不可欠なもののみで構成されているのか、各価額は十分調査分析し検討した結果であるのか否か、疑問を抱かざるをえない。

将来、一般競争入札を経て落札され、契約価額が確定することになるのであろうが、予定価額が高額であれば、その高額な水準で入札がおこなわれる危険性は十分に予想される。愛媛県は県民から預かった財産を1円でも無駄にすることのないよう財産管理をする義務があるのであるから、目的を達成するために必要最低限の価額を算出し、その上で、適正な一般競争入札を経由する必要があるのである。

(2)過去の支出状況

本件支出は単年度支出であって、「平成18年度愛媛県社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団施設整備等積立金設置事業費補助金交付要綱」に基づき支出されている。同要綱2条

2項には、補助金の額は18億円であると明記されている。

(3)新築工事にかかる設計・管理業務委託の入札状況について

平成19年7月5日、新築工事にかかる設計・管理業務委託の入札がおこなわれている。8社が入札に参加し、予定価格の6割程度で落札されている。事業団が入札を主催しているため、県は直接本件入札に関与していないので、ここで入札に関する詳細情報を適示することはできない。

予定価格と実際の落札金額とが大きく乖離している点について、適正な入札が実行されたものと推認できる反面、予定価格の積算が甘く改善の余地があると指摘することもできる。既述のように、愛媛県は県民から預かった財産を1円でも無駄にすることのないよう財産管理をする義務があるのであるから、事業団が主体的入札を実行し、第一義的には事業団に責任があるとしても、予定価格の積算にあたってはより厳密かつ厳格な積算が求められているということができるのである。

(4)修繕工事について

修繕が必要となる4施設について、愛媛県によると、障害者自立支援法の施行により事業体系が変わり、今後の施設整備については、現在、その方向性を検討している、とのことであるが、そうであれば方向性が確定し、修繕工事を実施する段階において、当該4.3億円の補助金を支出するべきであったのではないかと、との疑問を抱かざるをえない。

この点については、事業団の中で、「社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団施設整備等積立金管理規程」に基づき、公益事業特別会計の範疇で管理されている。また、平成19年5月の愛媛県知事宛の「平成18年度愛媛県社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団施設整備等積立金設置補助事業実績報告書」をみても、定期預金として保管されており、流用等の事実はない。したがって、社会福祉事業団に資金が拠出されるタイミングが若干早すぎるともいえようが、現在のところ、当該資金は適切に保管されているものといえる。ただし、社会福祉事業団等による預金担保等の手法を通じて、事実上、資金が転用・流用される危険性が完全に排除されているわけではないことに留意する必要がある。

なお現在のところ、施設修繕の予定はつぎのとおり予定されている。概算である。

年度	内容	金額(千円)	合計
平成18	作業場増設(知的障害者更生訓練校)	26,000	47,108
	給排水設備改修(身体障害者授産所)	10,000	
	その他	11,108	
平成19	各室ドア補修(身体障害者授産所)	12,000	31,117
	外壁補修(身体障害者通勤寮)	9,000	
	その他	10,117	
平成20	空調設備改修(知的障害者更生訓練校)	18,000	

	風呂改修(身体障害者授産所)	6,000	
	床改修(身体障害者更生指導所)	12,000	
	その他	12,549	48,549
平成 21	床改修(知的障害者通勤寮)	8,000	
	空調設備改修(知的障害者通勤寮)	10,000	
	その他	12,498	30,498
平成 22	昇降機改修(身体障害者更生指導所)	25,000	
	空調設備改修(身体障害者更生指導所)	50,000	
	屋根改修(身体障害者授産所)	5,000	
	その他	5,709	85,709
計			242,981

2.監査結果

(1) 予定価額が高額であれば、その高額な水準で入札がおこなわれる危険性は十分に予想される。愛媛県は県民から預かった財産を1円でも無駄にすることのないよう財産管理をする義務があるのであるから、目的を達成するために必要最低限の価額を算出し、その上で、適正な一般競争入札を経由する必要がある。(意見)

(2) 予定価格と実際の落札金額とが大きく乖離している点について、適正な入札が実行されたものと推認できる反面、予定価格の積算の甘さゆえに改善の余地があると指摘することもできる。第一義的には事業団において、予定価格の積算にあたってのより厳密かつ厳格な積算をする義務があるのだが、県民の貴重な財産を投下する以上、入札制度の改善改良に対して、県の監督責任および監督義務の適切な行使が期待されることである。(意見)

(3) 施設大型修繕に係る4.3億円の補助金の活用時期が未定である。現在は適切に保管されているようだが、預金担保等の手法を通じて、事実上、資金が転用・流用される危険性が完全に排除されているわけではないことに留意する必要がある。(意見)

B. 健康衛生局

a. 健康増進課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
(A) 老人保健事業費負担金	各市町	189,350,879
(B) 結核医療施設運営事業費補助金	宇和島市 (市立宇和島病院)	20,000,000
(C) 乳幼児医療費助成金	各市町	675,084,949

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

(A) 老人保健事業費負担金について

① 補助金の支出目的

愛媛県によると本県補助金支出の目的はつぎのとおりである。

老人保健法第12条及び保健事業実施要綱に基づき、壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、脳卒中等の後遺症等を有する者の自立を促進し、援助することを目的とするものである。

② 根拠法令等と支出の決定過程

本件補助金は、老人保健法第50条に基づき、市町が行う老人保健事業に係る経費の補助基本額の1/3を県が補助する義務的経費である。したがって、県に支出するか否か、その額をいかにするか等についての裁量の余地は一切ないとのことである。

老人保健法第49条に係る国庫負担金の交付については、国保健事業費等国庫負担(補助)金交付要綱、同52条に係る県負担金の交付については愛媛県保健事業費等負担金交付要綱に基づき、市町申請により交付している。

③ 受益者

直接の交付相手は各市町であるが、実質的には40歳以上の県民が間接的な受益者である。

(B) 結核医療施設運営事業費補助金について

① 補助金の支出目的について

愛媛県によると本件補助金支出の目的はつぎのとおりである。

補助対象とする市立宇和島病院の結核病床(2室5床)は、国立療養所南愛媛病院の結核病床廃止に伴い、宇和島圏域における必要最小限の結核病床を確保するために、県が市立宇

和島病院に依頼して平成12年度に全額県費補助により設置したものである。

宇和島圏域においては、市立宇和島病院以外に結核病床を有する医療機関はなく、最小限度の病床確保は、地域医療の確保の観点から必要である(地域医療計画の策定者である県の責務)とともに、県の補助により設置整備した病床を利用する期間中は県が運営費補助を行うことを条件に病床設置を依頼した経緯から、当該期間中は県が補助を行う必要がある。

なお、結核病床の運営は、結核患者の入院医療に対する診療報酬が低いこと、感染防止のための独立した看護体制をとる必要等から不採算であり、全国的にも病床廃止に向けた動きが多い、とのことである。

補助対象は、市立宇和島病院の結核病床にかかる運営費であって、補助基準額、補助対象経費の実支出額及び結核病床にかかる総支出額から総収入額を差引いた純損失額を比較して最も少ない額が交付額とされている。なお、補助基準額は、1床あたり4,000千円である。

②根拠法令・条例等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1項にもとづく支出である。

第3条第1項の規定はつぎのとおりである。

「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。」というものである。

憲法が第25条に明文上生存権を保障する趣旨に鑑みれば、当該規定はたんなる努力規定ではなく、地方公共団体における当然の義務と解さなければならないであろう。したがって、愛媛県が上記3条に基づき、本件補助金を支出することは正当なものと評価することができる。

ただしこの場合、年間2,000万円を補助していればよい、ということではなく、現状を明確に調査把握し、県民が求める必要な医療が提供されるよう、必要な指導、環境整備等に努めるとともに、本来その要求に完全に対応する義務がある。そうでなければ、愛媛県民は健康で文化的な生活を安心して過ごす権利を享受できないからである。

ところで、本件補助金は、愛媛県結核医療施設運営事業費補助金交付要綱(単年度要綱)に基づき支出がなされているところである。

③結核病床をめぐる歳入歳出の状況

本件宇和島市立病院の結核病床をめぐる歳入・歳出の状況はつぎのとおりである。

(単位：千円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入	23,926	18,990	26,257	18,559	15,733
歳出	51,292	51,335	50,623	48,264	49,013
純損失	△ 27,366	△ 32,345	△ 24,366	△ 29,705	△ 33,280
県補助金	25,000	22,500	20,000	20,000	20,000
宇和島市負担	2,366	9,845	4,366	9,705	13,280

宇和島市の負担は増加傾向にあるが、県の見解によると、同病床の入院患者の大半は宇和島市及び南宇和郡の在住者で、結核病床の運営は良質・適切な医療サービスに対する地域住民のニーズに対応するものであるとともに、「地域になくてはならない病院」「地域に貢献する病院」という同院の基本理念及び方針に合致することから、応分の負担について宇和島市は「了承」しているとのことである。

なお、宇和島市は、平成20年10月開院予定の新病院において、自発的に結核病床5床を整備中であり、新病院開院以降は、結核病床を有する他の4医療機関と同様に、設置主体である宇和島市が自主財源により運営することとなっている。

自主財源による運営が理想型であることはいうまでもないが、宇和島市の財政状況が必ずしも良好とはいえない状況のなかで、仮に宇和島市の財政支出が困難となる場合には、上記法の趣旨に基づき、ただちに愛媛県が財政支援に出動できるよう準備しておくことも必要であろう。そうでなければ、十分な医療を享受できない県民群が生じかねないからである。

(C) 乳幼児医療費助成金について

①補助金の支出目的について

愛媛県によると本県補助金支出の目的はつぎのとおりである。

本件補助事業は、乳幼児の保健の向上と福祉の増進のため、乳幼児の医療費を助成し、その疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、乳幼児を持つ養育者の負担の軽減を図る、ことにある。

②助成対象等について

助成対象児は、就学前の乳幼児であって、つぎの要件を満たすものである。

- ・ 年齢満6歳に達した日以後における最初の3月末日までの者
- ・ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者
- ・ 県内市町に住所を有する者

- ・生活保護法による保護を受けていない者

助成の範囲はつぎのとおりである。

- ・3歳未満の乳幼児(年齢3歳に達した日の属する月の末日までの者)にあつては、医療保険各法による通院に係る医療給付の範囲で保護者が負担する額
- ・0歳から就学前の乳幼児にあつては、医療保険各法による入院にかかる医療給付の範囲で保護者が負担する額

助成対象者は、県内市町に住所を有し、現に就学前の乳幼児を監護する者(保護者)である。

③負担率について

昭和48年度以降、県は市町が助成した額の1/2以内を補助してきた。

平成18年度以降、県は市町が助成した額の中核市1/4以内、中核市以外市町1/2以内、平成19年度以降、中核市1/8以内、中核市以外市町1/2以内を補助している。

④根拠法令について

愛媛県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱に基づいている。

⑤制度の運用について

県は各市町からの交付申請書に基づき、形式上の確認をして支出しているが、各市町において適切な運用がなされているのか否かについてまでの実質的な調査はなされていないようである。

ただし、愛媛県の乳幼児医療費制度では、所得制限等の制約を設けることなく全ての乳幼児が助成の対象となっている。市町においても、県の制度に準じた取扱いをする必要があるため、本県の乳幼児医療費制度の対象となる児はもれなく医療サービスを受けられる体制となっており、適切な制度運営の前提は整備され、サービスは県民一人一人に至るまで余すところなく完全に行き届いているとのことである。

換言すれば、仮に本件サービスが完全に行き届いていない場合には、それにみあって不作為の義務違反の状態が生じることになる。愛媛県民においては、県の不作為がないかどうかについて常に検証を重ねる必要がある。

(2) 過去の支出状況

過去5カ年の支出状況はつぎのとおりである。

(単位：千円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(A) 老人保健事業費負担金	232,062	237,715	221,794	211,184	189,350
(B) 結核医療施設運営事業費補助金	25,000	22,500	20,000	20,000	20,000
(C) 乳幼児医療費助成金	1,014,320	880,051	845,692	824,667	675,084

2. 監査結果

(1) (B) 結核医療施設運営事業費補助金について

市立宇和島病院の改築に伴い平成20年10月以降は、他の病院と同様に自主財源により運営することになっている。県内の結核病床を有する医療機関は、市立宇和島病院の他に4病院（国立病院機構1、県立2、市立1）あるが、いずれも病院の責任として自主財源により結核病床を運営している。だから、市立宇和島病院に対してのみ、追加的な財政支出を行うことは、むしろ不公平さを増長するものである、との見解もあろう。

しかしながら、宇和島市の財政状況が必ずしも良好とはいえない状況のなかで、仮に宇和島市の財政支出が困難となる場合には、ただちに愛媛県が財政支援に出動できるよう準備しておくことが必要となる。また、国立病院機構を除く3病院についても、必要に応じて財政支援の出動の準備が必要である。そうすることにより、特定の病院のみに財政支援することに対する不公平が生じる余地は消えよう。

ここで政策医療に関する議論の展開はできないが、県民の安全かつ快適に生活できる権利を保障することは、憲法および関係法の趣旨に基づき、県が当然担うべき義務であって、本件結核医療施設運営については政策医療の一環として対応すべきものである。愛媛県に財政的余力がまったくないという事情があるのであれば格別、本報告書の他の補助金についてみると、不要不急の多額の補助金支出がなされている実情に鑑みれば、県民の健康で文化的な生活の保障に直結する政策医療の領域においては、必要額以上の支出は許されないとしても、最低限の保障を常になされるべきものだからである。（意見）

(2) (C) 乳幼児医療費助成金について

憲法が第25条に明文上生存権を保障し、愛媛県が本件補助金交付要綱を設定している趣旨に鑑みれば、県は各市町において本件制度が適切に運用され、県民の期待と要請に十分応えられているか否か、実質的な調査をすべき義務があるものと思慮するところである。したがって、実質的な審査ができるよう、各市町の運用に対する調査のあり方を検討する必要がある。（意見）

C. 生きがい推進局

a. 障害福祉課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
地域生活支援事業費補助金	松山市	49,402,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

障害者自立支援法第 77 条において地域生活支援事業が規定されており、さらに第 92 条、第 94 条においてその事業の費用を市町、県が負担することが規定されている。

その趣旨とするところは、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて「相談支援、コミュニケーション(手話通訳)支援、日常生活用具給付等、移動支援、日中一時支援(タイムケア、レスパイト)、地域活動支援センター機能強化、その他の事業」を実施し障害者等の福祉の増進、人格と個性の尊重を通して安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする補助金であり、実施主体は市町村である場合と都道府県があるが、ここで監査人がサンプリングしたのは市町村が事業主体のものである。

市町は事業費の 1/2 を国より、1/4 を県より受け、これに市町としての補助 1/4 を加え、各支援現場に事業費として支出している。

(2) 過去の支出状況

平成 17 年以前の各種支援事業が平成 18 年度より合算されてこの地域生活支援事業としてスタートしている。平成 18 年度においては松山市 49,402 千円を含め計 20 市町に対して 126,491 千円支出している。

2. 監査結果

事業計画による交付申請を検討して決定し、実績報告に基づき精算支払をしているが、相手が民間でなく市町であることもあり、市町の行っている支援事業について特に検証しているわけではない。

平成 18 年度で 126 百万円を超える額を支出しているのであるから、市町の行う支援事業について、市町がその補助金の支出先において補助金の使途目的通りの活用がなされているかどうかについて調査・検討しているかどうかを何らかの形で検証するシステムを持つべきではないか。(意見)

a. 障害福祉課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
心身障害者扶養共済制度推進事業費補助金	松山市	48,905,380

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

愛媛県心身障害者扶養共済制度は、愛媛県心身障害者扶養共済制度条例において心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡後又は重度障害後の心身障害者に年金を支給するため、愛媛県心身障害者扶養共済制度（以下「制度」という。）を設け、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに心身障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする定めがあり、これに基づく補助金である。一般世帯加入者の場合、愛媛県心身障害者扶養共済制度推進事業費補助金交付要綱に基づき共済掛金の1/3を本人負担、1/3を市町、1/3を県が負担している。

共済掛金は独立行政法人福祉医療機構に支払われ、将来、地方公共団体の共済責任に基づき年金、弔慰金等を支給する仕組みとなっている。なお、加入に際しては生命保険会社が申込者告知書を確認することとなっている。

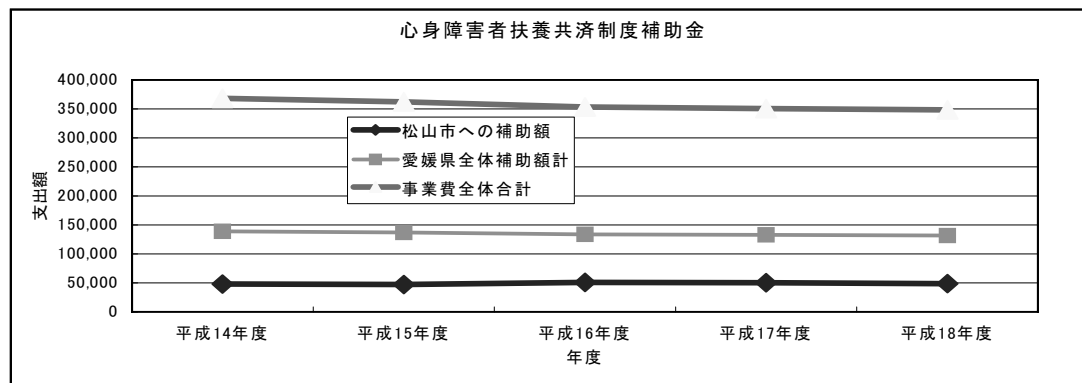
なお、このうち生活保護、市町民税非課税世帯への掛金補助を除く一般世帯に対する補助を2008年度から段階的に縮小し、2012年度以降は全額自己負担とする方針である。

(2) 過去の支出状況

下記のような推移となっている。

単位：千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
松山市への補助額	47,975	47,142	50,741	50,310	48,905
愛媛県全体補助額計	138,746	136,809	133,552	132,817	131,516
事業費全体合計	368,436	362,178	353,440	350,318	348,395



2. 監査結果

前述のように県は財政難を理由に一般世帯に対する補助を廃止する方向を示しているが、市町民税を支払っている一般世帯にも所得の低い世帯とそうでない世帯があり、「心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに心身障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図る」というこの目的は格差の是正にも有用であると思われる。障害者を持つ一般世帯に対して一律にカットするのではなく、所得に応じたより柔軟な対応をすべきと思われる。(意見)

a. 障害福祉課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
重度心身障害者医療費補助金	松山市	283,149,209
	今治市	239,158,441
	新居浜市	200,643,772
	西条市	150,883,465

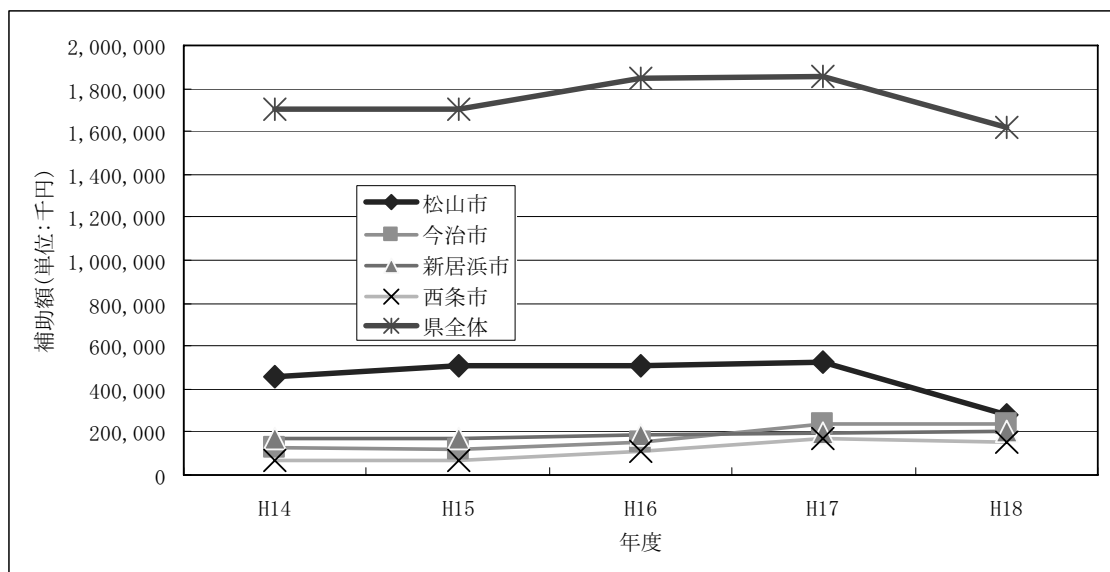
1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

重度心身障害者(身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号 1 級又は 2 級に該当する者、若しくは知的障害者福祉法第 12 条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者で、療育手帳の交付を受けた IQ35 以下の者又は IQ36 から IQ50 の者で身体障害者手帳を所持する者)の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、その医療費の自己負担部分及び市町の事務費の 1/2 を県単補助としている。(中核市は平成 18 年度より 1/4) 支払方法は医療機関が市町に請求し、市町の申請に基づき決定し、市町に支払うこととなっている。

(2) 過去の支出状況

	単位:千円				
	H14	H15	H16	H17	H18
松山市	460,610	504,380	507,559	527,551	283,149
今治市	127,990	118,325	151,425	235,093	239,158
新居浜市	171,651	168,243	187,184	194,219	200,644
西条市	68,917	68,749	106,612	166,747	150,883
県全体	1,705,098	1,707,371	1,844,998	1,857,356	1,616,808



松山市に対して平成 18 年度大きくその補助金が減少しているのは、中核市は平成 17 年度までは他の市町と同様 1/2 補助であったが平成 18 年度は 1/4 補助となったためである。

2. 監査結果

上記のように多額の補助となっているが、医療費ということもあり、国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金等の審査があり又交付先が市町ということもあり、特に市町がどのようなチェックをしているかといった支出の検証をしているわけではない。

国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金等及び市町イコール間違いのないという感覚は持たずに、少なくとも支出の正当性について市町がどのような検証をしているかという検証システムを検討する必要があると思われる。(意見)

a. 障害福祉課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
心身障害者共同作業所運営事業	今治市	14,580,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

心身障害者であって雇用されることが困難な人を対象に、通所の方法により自活に必要な訓練を行うとともに、職業に就いてもらい自活してもらうこと、を目的とした共同作業所の運営経費を補助することにより、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としたもの

であり、平成18年施行の障害者自立支援法により、同法の適用からはずれた無認可作業所に対して人件費、運営費の補助基準額を定め、県1/2、市町1/2の補助をしている。

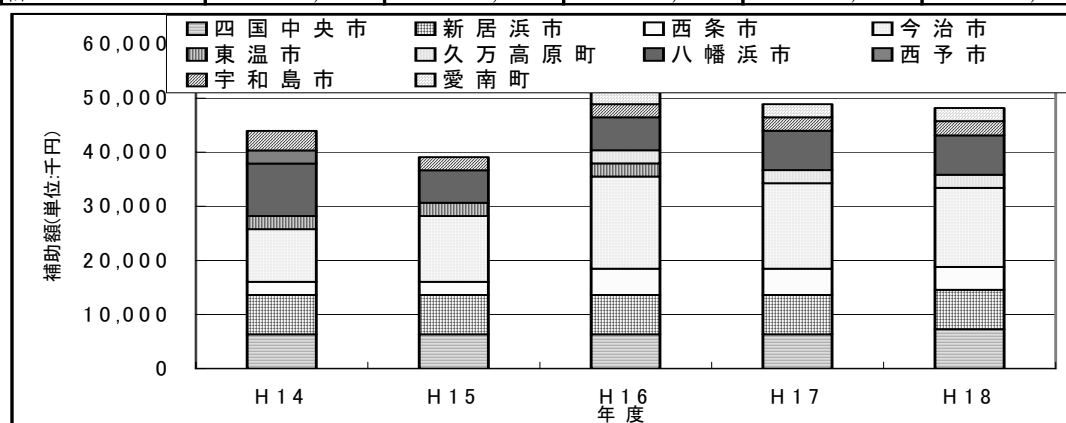
なお、同法施行により、民間の事業所に対して①法人設立②10人以上の利用者③地域活動支援センターを通じての運営補助という新体系への移行促進の指導を行っている。

(2)過去の支出状況

サンプリングとしたのは今治市であるが、下記では県全体の過去の支出状況を比較している。

単位：千円

	H14	H15	H16	H17	H18
四国中央市	6,342	6,342	6,342	6,342	7,267
新居浜市	7,290	7,290	7,290	7,290	7,290
西条市	2,430	2,430	4,860	4,860	4,252
今治市	9,720	12,150	17,010	15,795	14,580
東温市	2,430	2,430	2,430	0	0
久万高原町	0	0	2,430	2,430	2,430
八幡浜市	9,669	6,024	6,079	7,290	7,290
西予市	2,430	0	0	0	0
宇和島市	3,645	2,430	2,430	2,430	2,632
愛南町	0	0	2,430	2,430	2,430
計	43,956	39,096	51,301	48,867	48,171



2.監査結果

サンプリングした各施設の現状を事業報告からみたが、通所している障害者の障害の程度、人数に合わせた各施設のやり方による事業所運営がなされている。

これを①法人設立②10人以上の利用者③地域活動支援センターを通じての運営補助という「枠」を設けての新体系への移行は、現実的でないし、むしろ、それぞれの施設に応じた小規模・個人経営でもそれぞれの個性的な事業所運営をしてもよいと思われる。(意見)

b.長寿介護課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
介護保険事業費補助金	松山市	10,627,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1)補助金等の目的、趣旨

低所得者の介護保険利用者負担軽減のため市町が行う補助に対して助成するもので、通常介護保険サービスの利用者負担は費用額の10%であるが、本事業により、下記の事業内容により軽減率は異なるが、低所得者は6%、7.5%等に軽減され、低所得者利用促進、支援につながっている。

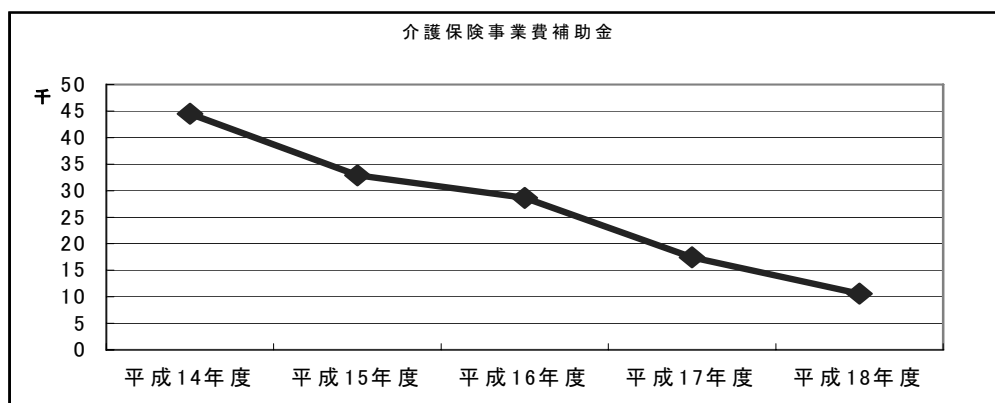
現在の事業は3つあり、以下のようになっている。

障害者ホームヘルプサービス軽減措置	障害者ホームヘルプサービスの利用者に対する支援措置事業に必要な扶助費、役務費等々の経費
社会福祉法人等による軽減措置	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に必要な補助金、役務費等々の経費
離島等特別地域加算軽減措置	離島地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減制度事業に必要な補助金、賃金、旅費等々の経費

(2)過去の支出状況

単位：千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
介護保険事業費補助金	44,488	32,890	28,651	17,435	10,627



なお、介護保険制度の運用後数年したことや、利用者負担軽減率の段階的引き下げ、事業の変更、廃止等により減少している。

2. 監査結果

市町へ支出し、実施主体が市町となるものについて、他の補助金等の箇所でも述べたが、補助金等の使途が目的通りに使用されているかについての検証については、上の3つの事業のうち障害者ホームヘルプサービス軽減措置については、愛媛県国民健康保険団体連合会の審査に、又他の2つは市町に任せているが、少なくとも支出の正当性について市町や県国保連がどのような検証をしているかという検証システムを検討する必要があると思われる。(意見)

b. 長寿介護課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
介護給付費県費負担金	松山市	4,150,519,255
	今治市	1,719,519,207
	宇和島市	933,884,615
	八幡浜市	381,462,179
	新居浜市	1,241,175,838
	西条市	1,079,848,497
	大洲市	504,633,323
	伊予市	423,554,423
	四国中央市	843,218,553
	西予市	556,367,845
	東温市	344,172,967
	上島町	76,357,559
	久万高原町	199,250,729
	松前町	262,616,523
	砥部町	199,860,767
	内子町	252,513,662
	伊方町	148,307,170
	松野町	50,377,740
	鬼北町	146,860,047
	愛南町	313,097,063

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

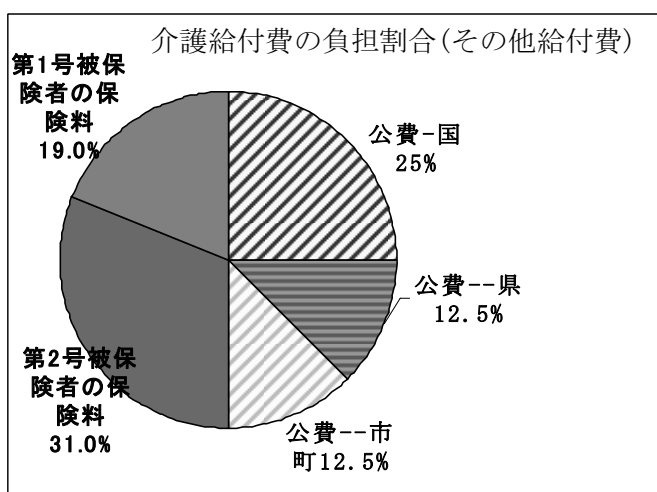
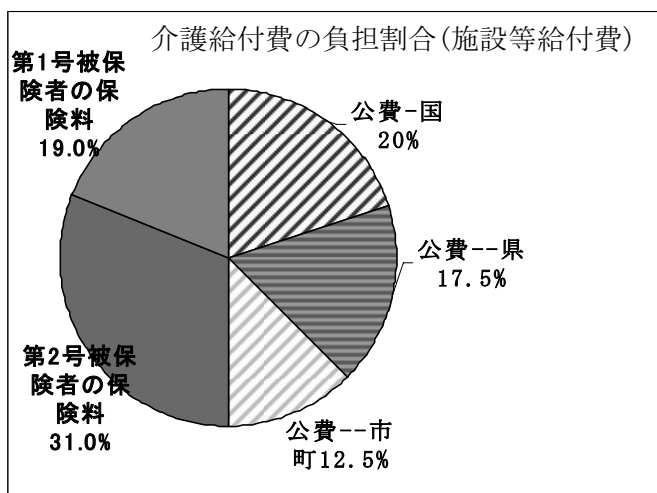
加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となっている者に

ついて能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護サービスの確保を図るため、介護保険法第 123 条に基づき市町が給付する介護給付及び予防給付に要する費用の一部を負担するもの。

被保険者及び国、県、市町の負担割合(平成 18 年度)は下記の通りである。

介護給付費の負担割合

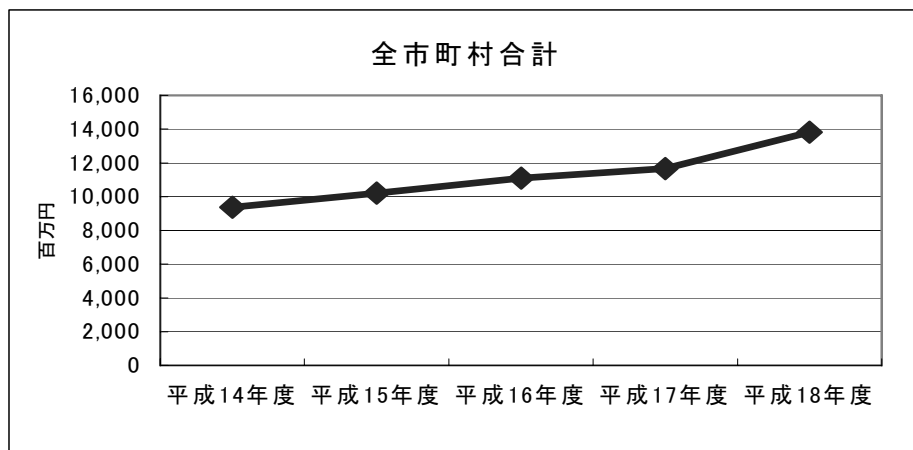
		第1号被保険者の保険料	第2号被保険者の保険料	公費			計
				国	県	市町	
介護給付費	施設等給付費	19%	31%	20%	17.50%	12.50%	100%
	その他給付費	19%	31%	25%	12.50%	12.50%	100%
保険料と公費の割合		50%		50%			100%



(2)過去の支出状況

単位:百万円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
全市町村合計	9,370	10,213	11,109	11,660	13,828



高齢者の増加、要介護者の増加、要介護認定者の増加と相俟って平成17年度から平成18年度にかけては制度変更による負担率のアップにより大幅に増加している。

2. 監査結果

上記のように高齢化社会における介護給付費は上昇の一途をたどり、その金額は多額になっている。各市町に対して介護保険法第197条、地方自治法第245条の4及び愛媛県介護保険市町(保険者)技術的助言実施要綱に基づき検証しているが、介護保険財政の厳しい市町その他、各市町において大きな課題があるように見受けられた。

今後とも、その給付の適正化に向けて県は市町に対して、さらに積極的な指導をすることを期待する。(意見)

b. 長寿介護課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
明るい長寿社会づくり推進機構運営費補助金	(福)愛媛県社会福祉協議会	19,025,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1)補助金等の目的、趣旨

高齢者の生きがいとスポーツ活動、健康づくり活動を推進するための事業を総合的に実施するため、「明るい長寿社会づくり推進機構運営協議会」を愛媛県社会福祉協議会が設置

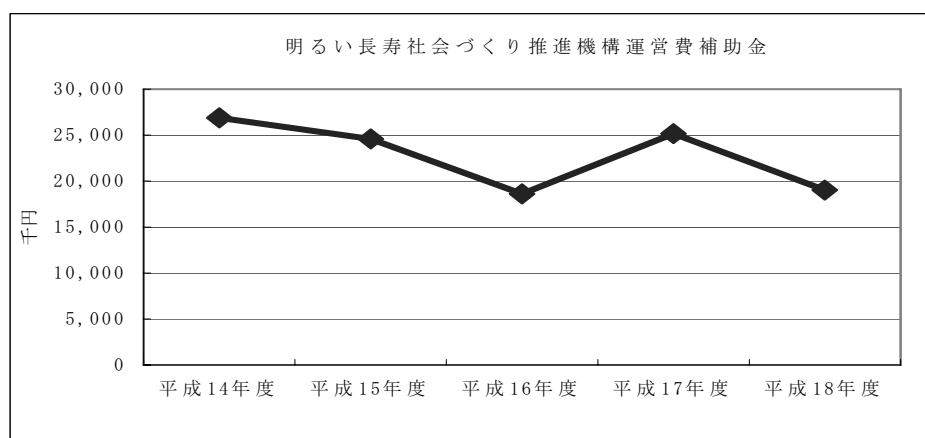
し、この事業を委託するため、その運営に関連した人件費、事務費等の経費を愛媛県社会福祉協議会に対して補助するものである。

平成 18 年度の活動は、①全国健康福祉祭しずおか大会に選手団を派遣し、高齢者のスポーツ振興、参加・交流を通じた組織づくり、②高齢者大学校を開校(県合計で 60 名、平均年齢 67.71 歳)し文芸、園芸、陶芸等の講義により高齢者の生きがいを高め、地域社会で活躍できる人材育成、さらには、③長寿社会振興センター運営費補助、④明るい長寿社会づくり推進機構運営協議会による事業の計画立案、実施の補助等がなされている。

(2)過去の支出状況

単位：千円

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
明るい長寿社会づくり推進機構運営費補助金	26,875	24,603	18,627	25,167	19,025



上記増減は職員の増減等(平成 14 年度→平成 16 年度:職員削減、平成 17 年度:(財)愛媛県長寿社会振興協会の解散→愛媛県社会福祉協議会への統合、相談センターの人員配置見直しによる人件費統合、平成 18 年度:愛媛県老人児童福祉センターの廃止に伴う職員減)によるもの。

2. 監査結果

(1)別の箇所ですら県及び市町の「老人クラブ等活動」に係る補助金等を取り上げたが、老人の生きがいのための支援事業である。この事業と正しく地域に密着しているであろう老人クラブの係わりが明確でなく、それぞれ別々に機能している。統合して事業を考えるべきではないか?(意見)

(2)この事業を愛媛県社会福祉協議会に任意団体を設置して行うことについて、より公平に見た場合、疑問が残る。老人クラブ等を積極的に活用して各老人の自主的参加をもっと募り、地域に根の生えた大学校やねんりんピックにしていく努力が望まれる。(意見)

b. 長寿介護課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助等の金額(円)
在宅福祉事業費補助金	大洲市	18,731,500
	10市9町合計	116,183,959

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

愛媛県が支出している在宅福祉事業費補助金は、大洲市他 10 市町に対する在宅介護支援センター運営事業費の補助及び 18 市町に対する老人クラブ育成指導費からなっている。在宅介護支援センターに関する補助率は、国 1/2、県 1/4、(市町 1/4)の負担割合となっており、老人クラブ育成指導については、一部国 1/2・県 1/2 の他、主に国 1/3 県 1/3 市町 1/3 となっている。平成 18 年度の在宅福祉事業費補助金の実績内訳は下記のとおりである。また、老人クラブ育成指導費の詳細については、事項の「老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金」にて説明することとする。

平成 18 年度在宅福祉事業費補助金実績内訳 (千円)

	大洲市	10市9町合計
在宅介護支援センター運営事業	17,999	102,023
老人クラブ助成事業	640	12,504
市町村老人クラブ連合会活動促進事業	92	1,656
合計	18,731	116,183

a. 在宅介護支援センター運営事業費の補助

在宅介護支援センターは、地域の高齢者福祉に関する総合相談支援や在宅の高齢者や家族等に対して各種の保健・福祉サービスを総合的に受けられるようにするため、市町・サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与する目的で、各市町が主体となって設置された。在宅介護支援センターには、地域の総合相談窓口である複数の地域型在宅介護支援センターとこれらを統括支援する基幹型在宅介護支援センター(原則 1 箇所)が設けられた。地域型在宅介護支援センターでは、高齢者の実態把握・介護保険対象外の者等に対する支援や介護予防プラン作成、介護予防教室の開催等の役割が担われている。一方の基幹型在宅介護支援センターにおいては、地域型在宅介護支援センターの統括支援の他に、介護サービス機関の指導・支援や介護予防・生活支援サービスの総合調整・介護予防事業等の役割をもって、各市町単位の地域ケア体制が構築されていた。また、在宅介護支援センターの運営は市町が独自に行うほかに、社会福祉法人・医療法人や民間事業者に委託が可能となっている。

介護保険制度改正により、平成 18 年度から市町に地域包括支援センターが創設されることとなったが、平成 18 年度当初から地域包括支援センターを設置できない市町については、2 年以内の経過措置期間において、在宅介護支援センターが築きあげてきた地域とのつながりを活用しながら、地域包括支援センターへの円滑な移行につなげていくことが適当であるとの判断により、この間の経過的措置として在宅介護支援センター運営事業費を補助している。平成 19 年度からは全市町において地域包括支援センターを設置運営するようになったため、在宅介護支援センター運営事業費の補助は平成 18 年度限りで廃止された。

地域包括支援センターの体制整備

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
	(うち基幹型)	(うち直営)	(うち直営)
在宅介護支援センター	148 (17)	118 (30)	100 (16)
地域包括支援センター		26 (12)	34 (19)
サブセンター			12
ブランチ		52 (6)	76 (7)

b. 老人クラブ育成指導費

事項の「老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金」にて説明

(2) 介護保険市町に対する技術的助言

県は、介護保険法第 5 条、第 197 条及び地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、介護保険市町（保険者）に対して技術的助言を行う義務がある。このため、「介護保険の市町村（保険者）の指導について（通知）」（平成 12 年 5 月 12 日付け老発第 478 号厚生労働省老健局長通知）を参考に、「愛媛県介護保険市町（保険者）技術的助言実施要綱」を定め、毎年 10 市町ずつ県から市町に対して技術的助言を行っている。

主な主眼事項は、

- ①前年度の介護保険特別会計経理は適正に行われているか。
- ②保険料は適正に徴収されているか。また、保険料滞納者の管理及び給付制限は適正に行われているか。
- ③要介護（支援）認定は適正に実施されているか。また、調査委託を行っている場合において、市町職員による調査等が適切に実施されているか。
- ④介護保険事業計画の進捗状況はどうか。
- ⑤介護給付適正化への取組状況はどうか。
- ⑥制度改正への対応及び住民への周知状況はどうか。

⑦前年度助言・指摘事項は改善されているか。

地域支援事業交付金については、19年度は介護予防事業のみ実施状況を調査・確認したが、20年度からは、上記技術的助言とあわせて、地域包括支援センターの運営経費等事業全体の調査・確認をすることを予定している。

なお、事業所数、従事者数の推移は次のとおりである

(単位：箇所、人)

※1 各年度の監査調書から出典。

	15年度	16年度	17年度	18年度	備考
事業所数	5,536	5,816	5,833	5,870	※1
従事者数	16,693	18,129	21,125	--	※2

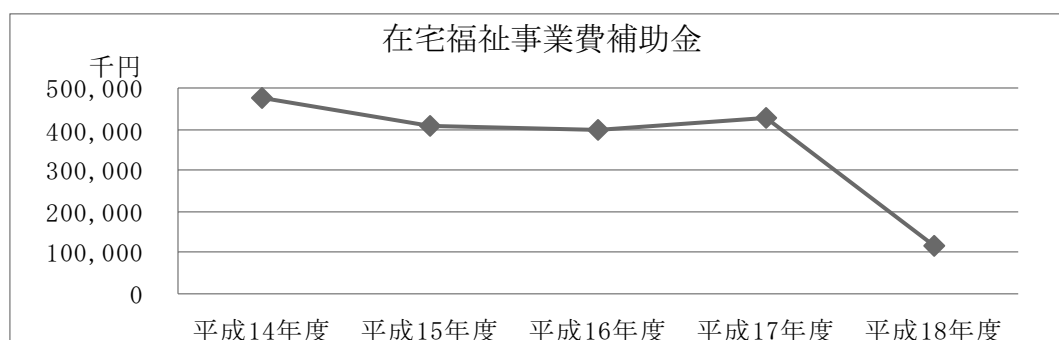
2 各年度の「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省、18年度分は20年3月に発行)から出典。なお、職種や業務の兼務があるため、常勤換算の数字を記載

(2)過去の支出状況

ここ5年間の愛媛県全体における支出額は下記のようになっており、その支出額は減少してきている。(グラフも参照)

単位：千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
在宅福祉事業費補助金	473,496	409,164	397,664	427,331	116,183



2.監査結果

(1) 在宅介護支援センター等については、県の直接の支出先は、市町であるが委託の場合の最終支出先は民間業者である。これらの、支出先の支出について監督責任は市町にあるが、県はそれらの監督指導の責任がある。

現状のチェック方法は、

- ① 市町から提出された実績報告について書類審査を行い疑義がある場合には調査を行う
- ② 在宅介護支援センター関係については2年に1回程度、市町において契約状況等を確認する
- ③ 市町に対して、実際に支出先におもむき内容をチェックするように指導しているという状況である。

最近の、光センサーや国体の補助金の支出における問題を思い起こしながら、現状の補助金支出に対する県のチェックの方法と方針を見てみると、不正回避のリスク評価と十分なチェック体制の構築に対する取組みが不十分である。

県は、市町に補助を出すのでそこから先の支出は市町の責任であり、「市町の担当者は同じ行政職の職員だから支出の内容は適切であることを確認しているはずである。」から委託先の支出の状況は直接確認する必要なしと判断する一方で、市町職員は、県のチェックと指導を受けているので特に指摘を受けなければ委託業者に対して特段の指導を直接行う必要はないというような責任の擦り付け合いの構図が発生した場合に、先の国体補助金のような不適切な補助金支出が発生するリスクが高いと思われる。介護保険法に基づく技術的助言にあわせて、委託先に関する市町の調査確認状況を把握し、抜き取りで個別の委託先への支出の確認を実施する等のチェック体制を構築すべきである。(意見)

b. 長寿介護課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
老人クラブ等活動推進員設置事業費補助金	財団法人愛媛県老人クラブ連合会	3,864,600

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

a. 老人クラブ等活動推進員設置事業

愛媛県は、高齢者の社会参加を促進するための企画立案及び各種事業を行うとともに、市町老人クラブ連合会が行う活動の指導者育成等のため、県老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を設置し、もって高齢者の社会参加の促進と老人クラブ活動の充実と発展に寄与することを目的として、財団法人愛媛県老人クラブ連合会に対して補助金を支出している。

b. 老人クラブ育成等事業

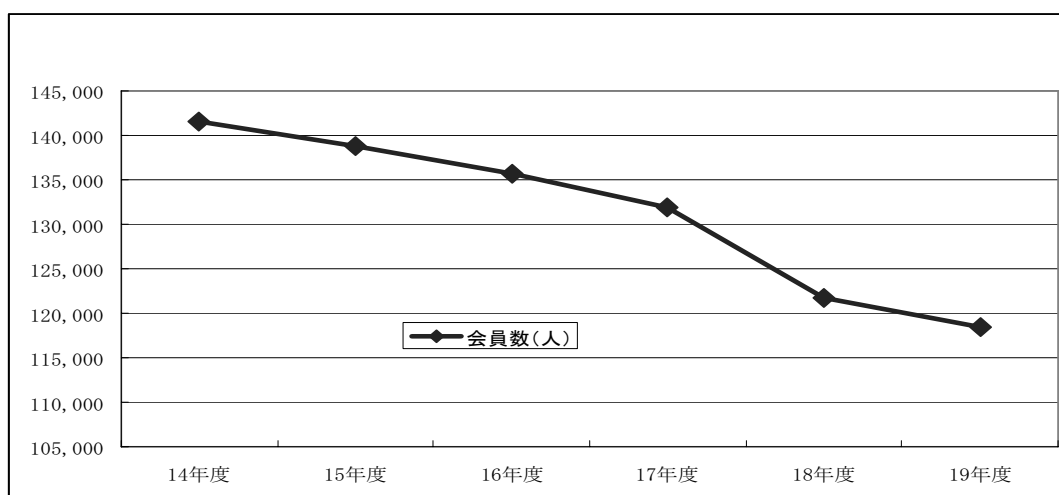
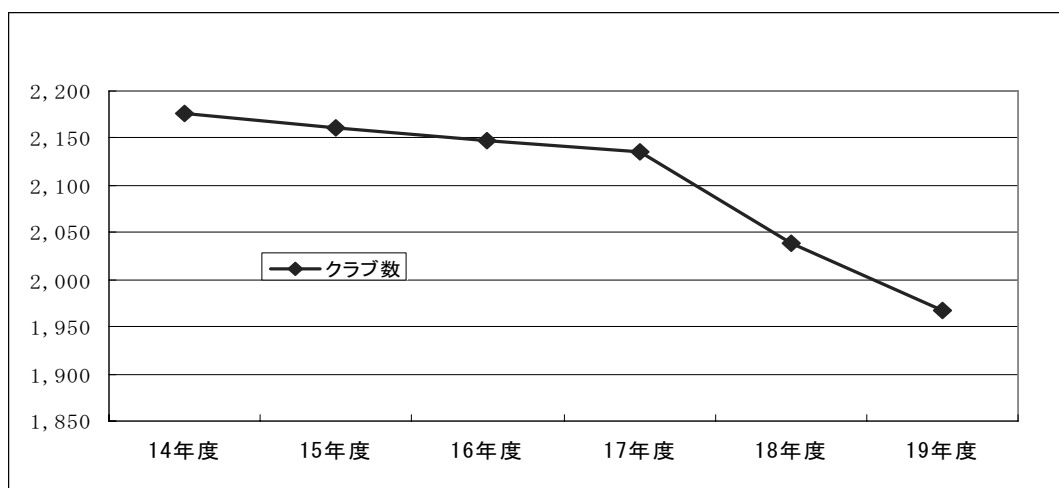
老人クラブの適正な運営と活動の充実強化を行い、高齢者の社会参加を促進する目的で

各市町を通じて補助金を支出している。平成 18 年度においては、市町を通じて松山市及び上島町を除く県内 1,541 単位老人クラブに対して、月 1000 円の助成金を、また 18 連合会に対して年額 140,400 円の助成金を支出している(補助率国 1/3 県 1/3 市町 1/3)。また、愛媛県老人クラブ連合会にたいして健康づくり大学校開催事業費として 1,990 千円を支出している(補助率国 1/2 県 1/2)。老人クラブの加入率は、年々低下しているが、県下で会員約 11 万人を有する唯一の高齢者の組織であり、高齢者の豊かで生きがいのある老後の創造のためには、その育成が必要不可欠であるが、愛媛県の補助の水準は中四国では最低である。

愛媛県下の老人クラブ数と会員数の近年の推移は以下のとおりである。

愛媛県の老人クラブ数及び会員数の推移

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
クラブ数	2,177	2,161	2,147	2,135	2,038	1,968
会員数(人)	141,557	138,771	135,758	131,969	121,766	118,378



高齢化の状況に反比例して、減少傾向にあることが明らかと言えよう。老人クラブ数及び

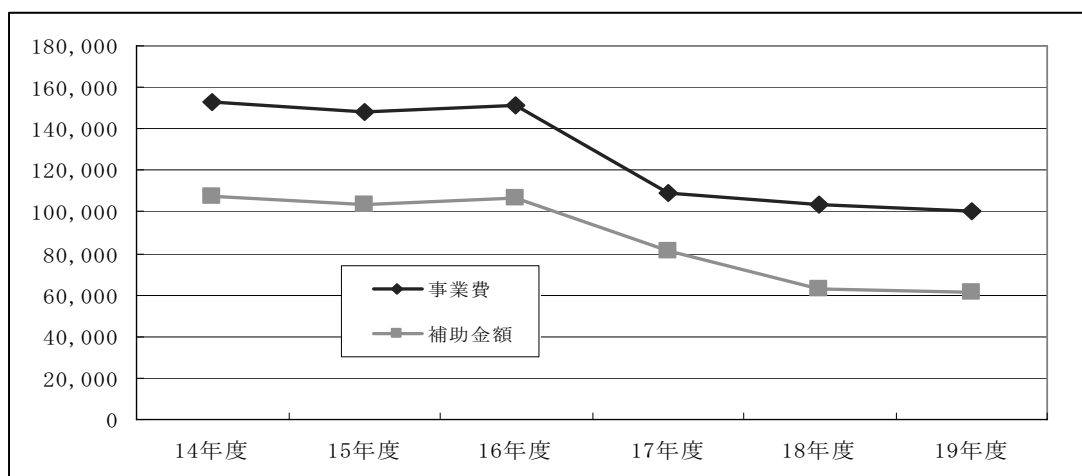
会員数は全国的にも減少傾向にあるが、補助金減少による活動費の減少が少なからず影響していることが以下のデータから読み取れる。

市町老人クラブ連合会の事業費に占める補助金の割合

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業費	152,957	147,855	151,673	108,769	103,544	100,310
補助金額	107,756	103,900	106,402	81,120	62,780	61,423
構成比	70.4%	70.3%	70.2%	74.6%	60.6%	61.2%

(注1) 18年度までは決算額。19年度は予算額。 (単位：千円)

(注2) 県の補助対象外である松山市を除く19市町老人クラブ連合会の合計。ただし、14年度、15年度については、市町村合併前でデータ不備の4市町分は除いている。



(2)過去の支出状況

ここ5年間の愛媛県全体における支出額は下記のようにになっている。

a. 老人クラブ等活動推進員設置事業

単位：千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
老人クラブ等活動推進員 設置事業費補助金	4,068	4,068	4,068	4,068	3,864

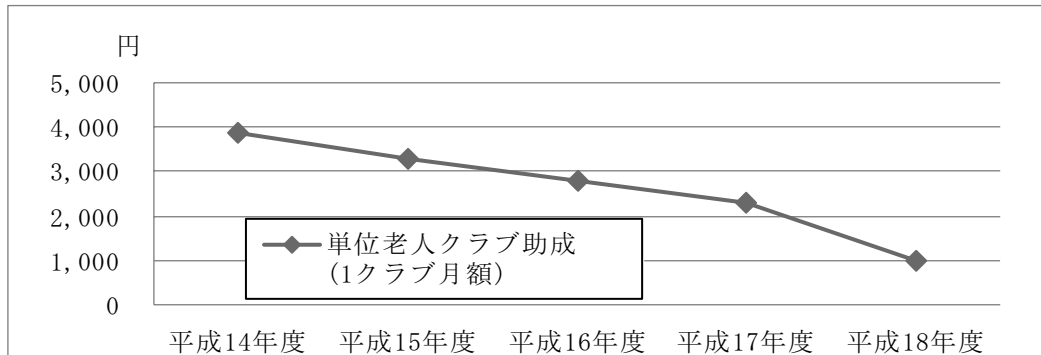
b. 老人クラブ育成等事業

下表は、単位老人クラブあたりの補助単価の推移である。ご覧のとおり厳しい財政状況の影響下で削りやすい項目として極端な引き下げが実施されている様子が見て取れる内容である。

老人クラブ補助基準単価

単位：円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
単位老人クラブ助成 (1クラブ月額)	3,880	3,300	2,800	2,300	1,000
市町連合会(1会員年額)	72	72	72	72	0
市町連合会年額	194,000	165,000	140,400	140,400	140,400



2. 監査結果

(1) 財団法人愛媛県老人クラブ連合会は、単位老人クラブの運営財源を賄う目的で、特別会計で積み立てられていた 21 世紀活動基金 97,838 千円のうち 19,420 千円を平成 18 年度に市町老連に返金している。介護予防等の観点からも老人クラブの活動支援は、公益性の高い助成事業であるが、財政難を理由として県の補助金が急激に削減されたことが、結果的に老人クラブの基金を取り崩さざるを得ない状況に追い込んだといえ、老人福祉法に定められた自治体の援助努力義務の面からみても大いに疑問である。(意見)

c. 長寿介護課国民健康保険室

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
老人医療費公費負担事業費	県内20市町	11,649,312,346

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

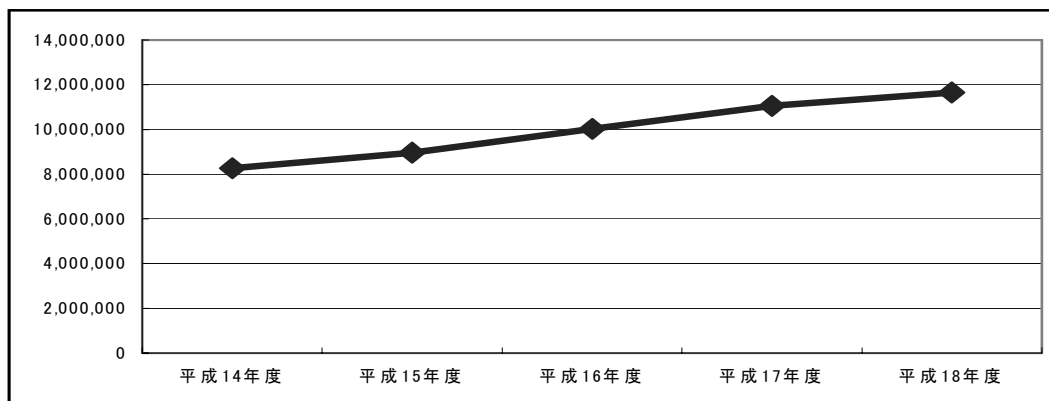
愛媛県は各市町が行う「老人保健法」に基づく医療に要する費用の一部を負担することにより、県民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため老人医療費の公費の負担を行っている。老人保健法では、都道府県は、各市町の医療等に要する費用の1/2分

の1を負担することになっている。

(2)過去の支出状況

単位：千円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
愛媛県全体支出計	8,271,082	8,960,185	10,027,544	11,061,701	11,649,312



平成14年度においては、経過措置により 34/600 であった負担割合が、平成18年度においては 50/600 にまで段階的に引き上げられたこと、また、高額医療費が増えてきていることなどから事業費が増えてきている。

2.監査結果

毎月各市町から負担金概算払請求書の提出があつて、その内容を審査した後に翌月支払うことになっているため、県には金額に対する裁量権はなく、法律で定められた支出であるため、費用対効果の検証は行っていないのが実情である。